

34.地方自治法第100条第12項の協議等の場

【34-1】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の規定及び設置状況
(平成22年12月31日現在、809市、設問別)

	「協議等の場」を、会議規則に規定した	「協議等の場」を、臨時に議会の議決で設置した
5万未満 (251市)	125市 49.8%	17市 6.8%
5～10万未満 (268市)	134市 50.0%	14市 5.2%
10～20万未満 (163市)	88市 54.0%	6市 3.7%
20～30万未満 (43市)	21市 48.8%	3市 7.0%
30～40万未満 (29市)	18市 62.1%	0市 0.0%
40～50万未満 (22市)	14市 63.6%	1市 4.5%
50万以上 (14市)	6市 42.9%	0市 0.0%
指定都市 (19市)	4市 21.1%	1市 5.3%
全市 (809市)	410市 50.7%	42市 5.2%

【34-2】地方自治法第100条第12項による「協議等の場」の構成員に対する費用弁償の支給状況

(平成22年12月31日現在、809市、設問別)

	支給している	支給していない	その他
5万未満 (251市)	65市 25.9%	56市 22.3%	4市 1.6%
5～10万未満 (268市)	59市 22.0%	72市 26.9%	3市 1.1%
10～20万未満 (163市)	32市 19.6%	55市 33.7%	1市 0.6%
20～30万未満 (43市)	8市 18.6%	11市 25.6%	2市 4.7%
30～40万未満 (29市)	7市 24.1%	10市 34.5%	1市 3.4%
40～50万未満 (22市)	5市 22.7%	7市 31.8%	2市 9.1%
50万以上 (14市)	2市 14.3%	4市 28.6%	0市 0.0%
指定都市 (19市)	4市 21.1%	0市 0.0%	0市 0.0%
全市 (809市)	182市 22.5%	215市 26.6%	13市 1.6%